


報道発表資料の配付日時 10月30日(木) 10時00分

発表項目 (行事名)	2026年1月施行！～下請法は取適法へ～ 改正ポイント説明会		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>令和7年5月、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立しました。</p> <p>今般、令和8年1月1日施行に際し、公正取引委員会事務総局 北海道事務所、経済産業省 北海道経済産業局、国土交通省 北海道運輸局、北海道が連携し、適用対象となる事業者をはじめとする関係者を対象に、改正法説明会を開催することしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 日時 令和7年(2025年)11月13日(木) 10:00~12:00 場所 北見高等技術専門学院 講堂(北見市末広町356番地1) 内容 <ol style="list-style-type: none"> 取適法(下請法)の概要/改正内容について 改正振興法について 国土交通省所管のトラック法関連や北海道の取組などを紹介 その他 <ul style="list-style-type: none"> 参加費: 無料 定員: 90名(先着順) 申込方法: 別添リーフレットのほか公正取引委員会事務総局北海道事務所のホームページをご参照ください。 https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/toriteki_seminar.html 問い合わせ先 公正取引委員会事務総局北海道事務所 下請課 電話: 011-231-6300(番号案内で「3」を選択) 		

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)道政記者クラブ	
	同時レク		

担当 (連絡先)	経済部地域経済局中小企業課(担当者: 中道)		
	TEL	ダイヤルイン	011-204-5331 内線 26-205 公用スマホ 30787
	オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課(担当者: 課長 伊藤)		
	TEL	ダイヤルイン	0152-41-0634 内線 2400 公用スマホ 23661

2026年1月施行！～下請法は取適法へ～ 改正ポイント説明会 in 北見

先着90名

2025年 11月 13日 (木) 10:00～12:00

【会場】 北見高等技術専門学院 講堂
(北海道北見市末広町356番地1)

※受付 9:30～10:00

【主催】

公正取引委員会事務総局 北海道事務所 経済産業省 北海道経済産業局
国土交通省 北海道運輸局 北海道

【後援】 北海道商工会議所連合会

令和7年5月、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律(※)」が成立しました。

本改正により、各法律名称が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法)・「受託中小企業振興法」(通称：振興法)に変更されます。また、規制内容・規制対象の追加や執行の強化、振興の充実化が行われることとなります。

今般、公正取引委員会事務総局北海道事務所及び北海道経済産業局では、令和8年1月1日施行までに広く十分な周知を図る必要があるため、適用対象となる事業者をはじめとする関係者を対象に、改正法説明会を開催いたします。

対象者

取適法適用対象事業者(発注事業者、受注事業者)、地方自治体、産業支援機関、金融機関等

プログラム ※質疑応答は、全体説明の最後に行います。

1. 取適法(下請法)の概要/改正内容について 公正取引委員会事務総局北海道事務所
2. 改正振興法について 経済産業省 北海道経済産業局
3. 国土交通省所管のトラック法関連や北海道の取組などを紹介

申込方法

<公正取引委員会HP> 以下URLの申込フォームよりお申込みください。 <申込フォーム>

https://www.jftc.go.jp/training/410/hokkaido_251113toriteki.html

- ※ 他の教室等において学生が授業を受講しておりますので、会場内ではお静かに願います。
- ※ 駐車場の台数に限りがありますので、可能な限り公共交通機関を利用してください。



お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局北海道事務所 下請課 (電話：011-231-6300 (番号案内で「3」を選択してください。))